厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

702

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和

提案団体

鹿児島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備運営基準(省令)により、乳児4人以上を入所させる保育所においては、看護師と保健師が保育定数に算入することができるとされている(従うべき基準、民間保育所に対する国庫負担対象)が、 当該省令を参酌基準化することなどにより、准看護師も定数算入対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】保育所における乳幼児の受入れが増える中、こどもの体調急変への適切な対応などのため、看護師など医療・保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっている。

省令では、乳児4人以上を入所させる保育所にあって、看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなして配置することができることとされ、看護師配置を促進している。

しかしながら、保育所においては、保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、また、運営費に保育士と看護士の人件費差額が反映されていないこと等から、看護師の確保が難しく看護師の配置が進んでいないのが現状である。

【改正の必要性】当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対象を准看護師まで拡大する規制 緩和を行うことが必要。

准看護師は,嘱託医の指導の下,適切な保健指導など看護師と同様な役割を担うことが可能と考えられ,また,病児・病後児保育対策事業の職員配置では,准看護師まで認められていることから,保育士定数に算入できる範囲を、看護師のみでなく准看護師まで拡大し,看護師等を配置しやすくすることが必要である。

根拠法令等

児童福祉法第45条. 児童福祉の設備及び運営に関する基準附則第2項

回答区分 C 对応不可

保健師助産師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は療養上の世話又は診療の補助を 行うことを業とする者とされているが、准看護師については、療養上の世話を業とするためには、医師、歯科 医師又は看護師の指示が必要とされている。

また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師と准看護師を同等とみなすことは困難である。加え て、看護師等を保育士にみなす措置については、従来6人以上の乳児を入所させる保育所には、看護師等 の配置の努力義務があり、看護師等を配置した場合には配置基準上保育士に含むものとしていたが、平成 10年に乳児に対する保育士の配置基準を6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置努力義務を廃止した 際に、当分の間の経過措置として、乳児6人以上を入所させる保育所については、看護師等1人に限り、保 育士とみなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育士がその専門性を活かし実 施することが本来の姿であることをご理解願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を廃止した際の経過措置として規 定されたものであるが、保育所において乳幼児等の体調急変等の際、看護師等がその専門性を活かし対応 することは、乳幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながることから、その配置が望ましいと 考えている。

しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にある。

一方、看護師と准看護師の業務については、法律上差異が設けられているが、保育所の保育業務におけ る役割においては,両者の専門性の差はほとんどないところであり,実際,「病児・病後児保育事業」では, 看護師の配置と同等に准看護師の配置を認めている状況がある。

このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大すべきである。 なお,保育所関係団体から,看護師よりも配置が容易な准看護師を保育士定数に算入することができるよ うにしてもらいたい旨の要望があるところである。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏 まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべき である。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人以上の保育所に1人の看護師 の配置を認める制度を4人以上の保育所に1人とする特区制度を全国展開した段階で、性質を変えており、 保育士不足に対応するとの性質を持ったのではないか。本来は保育士で定数を満たすべきとの説明であっ たが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだった規定を特区制度から全国展開したのか、理 由を示されたい。
- その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う療養上の世話等ではなく、一定の 医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に参加するというものと考えられる。そうであれば、待機児童が 解消されない状況の下で准看護師も認める制度とすべきではないか。
- 本提案は、看護師一人に限って定数への算入が認められているところ、待機児童の解消という政策目的

に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育士の定数を減じるものではないため、保育の質に影響 しないのではないか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を 持った保育士による保育が行われる必要がある。

看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、看護師等に代えて他の有資格者を新 たに保育士とみなすことは考えていない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

「保育支援員(仮称)」の保育士配置定数への算入

提案団体

瑞穂市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しをするもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育士(補助職員である保育士は、全て保育士有資格者である。)を要支援児に対する加配保育士等、保育の質を確保する取り組みを長年実施してきた。

【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の 就労希望時間帯が9時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいないからである

【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014にて「女性の活躍推進」)を図る国策であるが、子どもの居場所である第1優先の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就労機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施しながら、地域の実情も加味して政策を総動員すべきである。

【懸案の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。

根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を 持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外 の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じ ているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当市は転入人口も多く、待機児童が発生している。加えて、3歳未満児童が長時間保育を受けることによる 保育時間数の増加と、支援を要する児童が多くなったことにより、多くの保育士が必要となっている。障がい 児童や支援を要する児童への手厚い保育を実施し、保育の質を確保・向上させることは、公立保育所の使 命であると位置づけ運営してきた。

育児休業保育士の代替職員の採用など機動的な運用が可能となるよう、条例を平成25年3月に改正し、 育児休業中は定数外扱いを行い、任期付採用保育士の採用を可能とした。また保育士有資格者である補助 職員の雇用条件を改正し、保育士確保に努力してきた。しかしながら、任期付採用保育士では希望者がいな く、また補助職員においては、朝と夜の時間帯に勤務できる保育士が少なく、結果的に確保に至っていない 状況が継続している。

非常勤職員としての補助職員保育士の任用問題や、ワーキング・プア問題、また正規職員においては、長 時間労働の問題を抱えながら、任用・保育業務に苦慮している現実がある。

施策推進をしていることは理解するが、効果が当市において十分発現していない状況についてどう把握し 認識されているのか。保育士の育成と保育業務への提供状況や保育士の労働環境の状況の把握・改善を 含み、「保育士確保プラン」等において公立私立の隔たりなく、どう具体的に反映させるのか、明確にお示し いただきたい。

(補足)当市の待機児童数は平成26年4月で27人、7月で32人となっている。

岐阜県社会福祉協議会の保育士再就職支援事業の活用により、潜在保育士の掘り起しや再就職研修へ の協力を行っているが、再就職者の住所地と勤務地(瑞穂市)までの距離の問題や、希望勤務時間が9時か ら15時までが大多数であり、確保が困難である事実が存在すること。

また派遣保育士においても、絶対数が少ない中での、近隣市町村との獲得合戦となっていること。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏 まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべき である。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。

- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が 存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。
- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童 解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定してい ることではないのか。
- 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうで」 ない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外 では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能 を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があり、保育士以外の者を保育士とみなす ことは適当ではない。

保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の 「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増や していく必要があること等から、新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点 から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員 配置となるよう促すこととしたものである。

子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指 すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共 有されているところ。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

247

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和

提案団体

広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準について、2人のうち1人については、保育士補助者的な者で可とするなど柔軟に対応できるよう基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。

保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができないことがある」といった状況がある。

県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。

【制度改正の必要性】

このような中,保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり,左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的内容としては,例えば,一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。

根拠法令等

児童福祉法第45条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条

回答区分 C 对応不可

保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を 持った保育士による保育が行われる必要がある。

保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外 の者を保育士とみなすことは適当ではない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じ ているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない結果として、児童を受けれらな いケースが生じた場合は,保育の提供そのものができなくなる。これを回避するために,やむを得ない場合 について一定の要件の下で基準緩和の選択肢を増やすことも必要ではないかと考えたものであり、保育の 質の確保を否定するものではない。

全国知事会からの意見

保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏 まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべき である。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が 存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。
- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童 解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定してい ることではないのか。
- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうで」 ない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外 では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があり、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。

保育士確保対策については、国、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

小規模保育については、待機児童が多い3歳未満児について、一定の質を確保した保育の受け皿を増や していく必要があること等から、新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。

子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

319

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外

提案団体

萩市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を 原則としている。

保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める 観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入 を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。

現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。

現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。

アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就 学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学 校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食につい ても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイド ライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・ 中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の 外部搬入を認めるよう求める。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏 まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方 式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	518	提案区分	B 地方に対する規	見制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	保育所における給食の外部搬入の拡大					
() X I /						
提案団体	神奈川県					
制度の所管·関係府省						

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても 外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保 育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。

3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認めら

本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみ を外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。

3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、 不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待でき る。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育 所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要 となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、喫緊の課題 である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏 まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方 式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

 厚生労働省 第2次回答
 重点事項通番: 47

 管理番号
 724
 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 教育・文化

 提案事項 (事項名)
 小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和

 提案団体
 徳島県、京都府、和歌山県、大阪府

 制度の所管・関係府省 厚生労働省
 厚生労働省

求める措置の具体的内容

小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部搬入に伴う弊害の除去がで きる場合に限り、平成28年度の評価を待つことなく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではな いか。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏 まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方 式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号 519 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園における給食の外部搬入の拡大

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。

幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、 自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。

3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こ ども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の 設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応する ことを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大 な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考 える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

708

提案区分 B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和

提案団体

安城市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域 基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」」の認定を受け、給食センター方式 による外部搬入により、O・1・2歳児の給食を提供している。

子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。

そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こ ども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。

なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、 特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こ ども園化すること考えている。

ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められ ている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行についての具体的検討が 進められないでいる。

そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定 こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充 により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。

実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園化を実現し2号3号認定者の 受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者への周知期間が3年程度必要であるため、平 成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

26年度末までには対応方針をお示しする。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

159

提案区分 B 地

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要である。

【支障事例】

本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス 提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非 効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の必要性】

施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入等)を認めるなど、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。

【規制緩和の効果】

外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

根拠法令等

児童福祉法第45条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

回答区分 C 对応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を 満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に 基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含 め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく 十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入につ いての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を 満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に 基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、鳥取県を含 め、一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく 十分な評価を行うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入につ いての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

951

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和

提案団体

中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する方法等施設内での調理以外の方法も認める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないとされていることから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となってくる。

【支障事例】

しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつ サービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供することは、非常にコストがか かり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。

【規制緩和の効果】

食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や 運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少数であっても、食材の質の確保及び種類豊富な 献立を効率的に提供することが可能となる。

また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。

【規制緩和の必要性】

児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている 民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一体的に調理した食事を提供する方法、 地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な 対応ができるよう、基準を緩和すべきである。

なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

回答区分 C 对応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を 満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に 基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治 体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行 うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあ わせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を 満たした場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に 基づき「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」による特例を設け、一部の自治 体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開については、現在実施件数が少なく十分な評価を行 うことができないことから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあ わせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。

【制度改正の経緯】第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営 基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、 その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働 大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の 規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限 り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)

回答区分 C 对応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきで あり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としてい る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結 論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌 基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに 対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。 この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

全国知事会からの意見

本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌 基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。

本来、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに 対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。 この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

第1次回答では、平成21年以後、特段の事情変更も認められないとあるが、今や人口減少・超高齢化に対 する危機感は次元が異なるレベルにあり、子育てや女性が就業しやすい環境づくりは国家的な喫緊の課題 となっており、政策の見直しが必要である。

政府のまち・ひと・しごと創生本部が9月12日に決定した「基本方針」においては、「基本目標」として「従来 の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を確かな結果が出るまで断固として実施していく」とさ れているところである。

※「基本方針」(平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定)抄

1 基本目標

(略)人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、従来の取組の延長線上にない次元の異なる 大胆な政策を、中長期の観点から、確かな結果がでるまで断固として力強く実行していく。

2 基本的視点

(1)若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会 経済環境を実現する。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が 存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。
- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童 解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定してい ることではないのか。
- ・認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうで ない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外 では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【保育所の居室面積の特例措置】

- 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になっ てしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっ ているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化す べきである。
- 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的に は参酌基準とすることを目指した上で段階的に移行すべきである。
- 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準 上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(0~2歳が3歳に到達した際に別施 設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度 全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認める べきであって、参酌基準化すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限 の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応 じて条例を制定することが可能となっている。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

744

提案区分E

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で 定める事項について、参酌化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに従うこととされている。

【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。

こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。

そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。

これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第45条

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条

回答区分 C 对応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであ り、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。 その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論 が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育従事者の資格要件について、来年度からの子ども・子育て支援新制度では、新たに区市町村認可とな る家庭的保育や小規模保育において、保育士の配置を、5割で可としている。

また、都において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育従事者を保育士6割 以上)で認定している地方裁量型認定こども園や認可外部分も含む幼稚園型認定こども園も新制度では給 付の対象となる。

このように、国は保育従事者の保育士資格要件について、認可保育所には10割配置を求める一方、小規 模保育や地方裁量型・幼稚園型認定こども園では、10割配置を求めていないという事実が示すように、国の 定める基準は整合性を欠いている。

面積基準の緩和について、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に待機児童数が増加すること が懸念される。

また、時限による定員増は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないため、現在の時限的な緩和措置 も使いづらい制度となっている。

そのため、特例措置の延長ではなく、地域の実情に応じて、地方自治体が安定的に保育サービスを提供で きるよう、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が 存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。
- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童 解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定してい ることではないのか。
- ・認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうで ない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外 では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【保育所の居室面積の特例措置】

- 提案団体からは、期限付きの特例制度である以上、期限切れになった場合には人員整理が必要になっ てしまい、雇用する保育士の処遇上、問題があるため認可保育所での制度活用が進んでいない原因になっ ているとする指摘があった。こうした現場の声を踏まえると、単なる延長でなく、参酌基準とした上で恒久化す べきである。
- 平成27年度から新制度がスタートする段階で現場に混乱をもたらすとの懸念があるとしても、最終的に は参酌基準とすることを目指した上で段階的に移行すべきである。
- 0・1歳児を対象とした特例措置を適用するためには、2歳児以降の定員も増やす必要があり、面積基準 上困難であるとの指摘もある。小規模保育事業における連携施設確保(O~2歳が3歳に到達した際に別施 設で保育を実施する必要があること)が困難であることと同様、対象年齢だけの基準緩和のみならず、制度 全体の連動性を加味した措置が必要である。その点からも、各地域における事情を踏まえた取組を認める べきであって、参酌基準化すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

子ども・子育て支援新制度に関する法整備では、認可保育所に関する人員配置基準等については従前の とおりとされた。

また、3歳未満児については、待機児童数が多いことから、一定の質を確保した保育の受け皿を増やして いく必要があり、小規模保育はそのために新たに設けたもの。

認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組んでいくという観点 から、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員 配置となるよう促すこととしたものである。

なお、子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上 を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認 識が共有されているところ。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

790

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名)

認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、

「従うべき基準」とされている事項の見直し

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、 「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこ یے

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主 体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持する のは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。

乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設 がある。

都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地 域がある。

【改正による効果】

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

回答区分 C 対応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきで あり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としてい る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結 論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方が それぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における 子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版 子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
 - ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が

存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。

- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童 解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定してい ることではないのか。
- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうで ない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外 では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【給食の外部搬入条件の緩和】

- 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限 の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応 じて条例を制定することが可能となっている。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

520

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。

これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。

施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等

回答区分 C 对応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきで あり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としてい る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結 論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの設置運営等につ いて」(平成10年5月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知)の職員の配置等については児童家庭 支援センターを適正に運営するための規定であるため、見直しは考えていない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

児童虐待通告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支 援センターには、比較的軽微な内容で児童相談所でなくても対応可能なケースを分担してもらうことで、地域 の児童虐待へ対応する体制の充実強化と、施設を退所した児童のアフターケアの充実を期待したいが、特 に心理職員の人材確保が厳しくセンターが開設できない状況にある。

職員体制については、事業の質を左右する重要な要素と理解するところではあるが、心理職員の実質的な 業務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、 施設併設型であれば、必要に応じて、直ちに駆けつけることもできると考えることから、専従としなければ直 ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。

よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。

全国知事会からの意見

児童家庭支援センターの職員の配置数に関する「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3 次勧告を踏まえ標準とし、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許 容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
 - ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の

自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、心理療法を行う必要が あると認められる児童等10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない 旨規定しており、これは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条の「児童の身体的、精神的及び社会的 な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない」との規定に基づくものである。

また、児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その 他からの相談に対し必要な助言等を行うため、「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成10年5 月18日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知)に基づき、職員(相談・支援を担当する職員、心理療法 等を担当する職員)を配置している。

児童家庭支援センターの職員が、児童養護施設等における入所者等の直接処遇との兼務を可としていな いのは、児童養護施設等と児童家庭支援センターの提供する支援の質や施設運営の質を確保するためで

そのため、児童家庭支援センターにかかる人件費についてはその業務の専任を前提としており、児童養護 施設等の基準を維持するための負担金(措置費)とは別途補助しているところである。

以上のことから、児童家庭支援センターの職員が児童養護施設等の業務を兼務することは認められない。

 厚生労働省 第2次回答
 重点事項通番: 48

 管理番号
 270
 提案区分 A 権限移譲
 提案分野 医療・福祉

 提案事項 (事項名)
 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

 提案団体
 埼玉県

 制度の所管・関係府省 厚生労働省

求める措置の具体的内容

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報を詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができている。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項

回答区分 C 対応不可

認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大 きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼ す可能性もあり、適当ではない。

なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、 当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対す る指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。

また、子ども・子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。 28年度以降の移譲であれば、子ども・子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。

したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と 考えるので、市町村に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等については、市町村に移譲するべき である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県においても多数の認可外保 育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型保育事業などについて市町村が単独事業として推進して いる事例も増えてきている以上、市町村に権限移譲すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

認可外保育施設は、様々な運営形態のものがあり、適切な指導監督等がより一層求められるものである。 そのため、体制が確保された都道府県において指導監督等を行うべきである。

なお、前回、回答したとおり、自治体間の協議が整うのであれば、事務処理特例制度の活用による権限移 譲が可能である。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号 136 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分

提案分野 医療·福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和

提案団体

長岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)ついて、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と 定義された。

「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項

回答区分 C 对応不可

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブ の基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家 による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準 となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階 で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれ があり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて 定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要があ る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放課後児童クラブの運営をコ ミュニティ推進組織に委託し実施している。このような中、限られたコミュニティの中での人材確保は難しく なってきており、当該省令第10条第3項の規定に該当する者が各コミュニテイで確保できない場合は、児童ク ラブ自体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。

今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承知をしているところである。施 行日において、第10条第3項の規定に該当しない現在の従事者が職を退かなければならなくなるため、引き 続き従事できるよう経過措置を設けてもらいたい。

また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった場合において、児童クラブを 休止することは避けなければならないため、その場合において資格要件に及ばない子育て経験者であって も、都道府県が実施する研修のほか、市が実施する研修また児童厚生員2級資格取得研修などを受けても らいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。

現在、地域の人々が主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の中で成長していく子どもたち にとって、よりよい健全育成事業が展開されている。この環境を継続していくためにも、第10条第3項の規定 に該当しない者でも子どもたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にとらわれない運営が可能とな るよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかに なっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年 4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童 健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきで ある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該省令においては、第10条第3項の各号にあたらない者であっても職員として従事できるよう、同条第2 項において「1人を除いて資格要件のない補助員をもってこれに代えることができる」という規定を設けたとこ ろであり、補助者として従事することは可能である。

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会の議論の内容と異なる内容に基準を変え ることは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、 怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置する こととし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

経過措置を設けるとすると、その間は、資格要件に当たらず、経験もない者のみで放課後児童クラブを運営 することとなり、子どもの安全面を含め質を担保できないため適当ではない。

なお、省令第10条第3項第9号の規定にかかる通知については、第9号にあたる者の例をあげているが、最終 的には市区町村長の判断としており、第9号にあたるかどうかは市区町村長が判断することになる。

さらに、提案団体からの意見では、限られたコミュニティの中で人材が確保できないとされているが、本年7月 に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、市町村に教育委員会及び福祉部局の行政関係者、学 校関係者等を構成員とした「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携の強化について盛 り込まれている。資格要件を満たす人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携強化により対応 できると考える。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号

799

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し

提案団体

兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているもの を、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置について は、「従うべき基準」とされている。

【改正による効果】

地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡部や離島等で円滑な 事業の実施が可能となる。

根拠法令等

改正後児童福祉法第34条の8の2第2項

回答区分 C 对応不可

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブ の基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家 による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準 となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階 で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれ があり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて 定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要があ る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・放課後児童クラブ等について、現状では受入能力が不足しており、国ではその倍増を打ち出している。その 実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要 である。
- 「従うべき基準」でなければ質が担保できないとの理由は適当ではなく、放課後児童健全育成事業(放課後 児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置以外の参酌基準とされた事項についても市町 村において適切に基準の策定が進められている。
- ・現在、各市町村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となっ たとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由に はならない。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかに なっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年 4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。
- 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童 健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきで ある。

各府省からの第2次回答

回答区分

C 対応不可

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会での議論の内容と異なる内容に変えることは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、 怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置する こととし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

職員の資格・員数については、子どもの安全に直接影響を与える事項であり、放課後児童クラブの質を担保するため、国としての最低基準として「従うべき基準」としたものであり、「参酌すべき基準」に変更することは適当ではない。

また、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、都道府県及び市町村に、教育委員会・福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とする「推進委員会」及び「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携を強化することが盛り込まれている。人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携の強化により対応できると考える。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 49

管理番号

781-1

提案区分 A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。

※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)

- ・加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域 事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
- (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
- (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。

【支障事例】

本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。

国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として 処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難 な状況にある。

【移譲による効果】

見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

回答区分 D 現行規定により対応可能

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医 道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、 平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するた め、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域 医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各 病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応 可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配 置に支障を来たす懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築 すべきである。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助 産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の 決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。

臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれ ば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないか。指定基準の決 定ではなく、指定毎に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具 体的に示すべきである。

○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が 定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度か ら適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減され うることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分

C 対応不可

〇 医師は、医業を独占する者であって、診療の補助等を行う他の職種とは患者に与える影響において大きな違いがある。このため、6年間の大学での医学教育、医師国家試験に加え、臨床研修を2年間必修化し、 医師としてのレベルを確保している。

臨床研修の必修化前は、研修病院の指定に当たって各病院の研修プログラムの内容を確認しておらず、また、経験の浅い研修医による医療事故が起こっているという指摘もあった。必修化後は、研修プログラムの内容も確認したうえで研修病院の指定を行う仕組みに改められており、医療安全を確保する観点からも研修病院に関する重要性は増している。

上記の理由から、研修病院の指定について医師を他の職種と同列に扱うことはできない。

○ 医道審議会では、外形的な基準からは判断が難しい要素を含めて、すべての病院(群)の研修プログラム の内容を確認している。

(例)

- ・ 必修科目である内科及び救急部門の症例について、過度の偏りがなく到達目標を達成できるか
- ・ 外科等に重点を置いたプログラムにおいても、基本的な診療能力を習得するという到達目標達成のため、当直や外来などで他科の幅広い症例を経験できるプログラム内容になっているか
- ・ 臨床病理カンファレンス(CPC)を適切に開催するために、協力型病院等を含めた臨床研修病院群全体で必要な体制を確保しているか

また入院患者数が少なく症例数の確保等に懸念がある場合には、個別の訪問調査を行い、適切な指導体制の確保等を個別に評価することとしている。

このように、医道審議会では全国唯一の専門的な視点から個別の事例について判断しており、その都度の意見聴取が必要となる。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 49

管理番号

781-2

提案区分 A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。

※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)

- ・加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域 事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
- (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
- (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。

【支障事例】

本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。

国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として 処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難 な状況にある。

【移譲による効果】

見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

回答区分 D 現行規定により対応可能

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医 道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、 平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するた め、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域 医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各 病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応 可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配 置に支障を来たす懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築 すべきである。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助 産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の 決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。

臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれ ば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないか。指定基準の決 定ではなく、指定毎に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具 体的に示すべきである。

○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が 定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度か ら適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減され うることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○ 研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の調整枠で 対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合に、調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配 分する方式を選択できるよう、医道審議会で検討する。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境·衛生	
提案事項 (事項名)	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲					
(T-X II)						

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを 全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】

移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)

大臣認可水道事業者 32事業体

県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解している が、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督 する上で支障となっている事項があるため、県に移譲すべき。

水道法に基づく水道事業の認可・指導監督権限を県に移譲したとしても、水利調整については必要となる 水道事業の情報を県から提供することで公正・中立な立場から厚生労働省自ら対応することが可能と思わ れる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比 べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれて いる等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44.423リットル

2012年(平成24年) 40.611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由 は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない。 か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- いお海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主 体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号

150

A 権限移譲 提案区分

提案分野 環境・衛生

提案事項 (事項名)

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方 メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲

提案団体

鳥取県・大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを 超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については,事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下 の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての 役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であ り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や 将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となる よう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要とする5万人以下の水 道事業において、水道事業認可を都道府県で実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関 係があるものの一体不可分とまではいえず、国と都道府県が連携することによって適切に水道事業の認可・ 指導が可能と考える。

また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業者は広域化の核となるべき存在 である。しかし、これら核となる水道事業者についての許認可・指導を都道府県が行うことができなければ、 事業計画の把握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40.611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ

- も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由 は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 小海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主 体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生		
担安重话	小学市类区区2004年以及1000年,1000年,1000年,1000年,1000年						

提案事項 (事項名) 水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲

提案団体 広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に 移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 対応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年14月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情 報が必要であることに異存はないが,必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより,水利調整 と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するた めに、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するた めには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認 可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを 構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとと もに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵 守状況を確認するなど,きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者 では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考 えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有 できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由 は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた。 めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- いお通においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号

299

提案区分 A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道 用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、 そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000㎡以下であ る水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業体が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、 地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量 25,000㎡超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業体間 の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

平成8年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に水道法施行令が改正され、 広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が必要としている現行制度となった当時の経緯は理解して いるが、認可・立入検査等の権限が異なることにより、地域の水道事業体間の調整等に支障を来している現 状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。

累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算要求においても、水道事業広域化の推進が前面に打ち出 されているように、地域の実情に応じた広域化の実施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップ を発揮する必要があると考えられる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな

いか。

- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない。 か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた。 めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 公 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主 体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号

698

提案区分 A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

水道事業経営の認可等の権限移譲

提案団体

大阪府和歌山県鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を経営する者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

別紙参照。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業体が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで(大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみの水道事業)の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可とされ ているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広 域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。

本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可につ いては、直接的な水利調整を必要としないため、権限移譲における支障は無いと考える。また、簡易水道事 業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等に関する権限が都道府県から全市に 移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。

(以下別紙参照)

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で

あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。

- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由 は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない。 か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた。 めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 小海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主 体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

提案事項(事項名)

水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に 移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため, 市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

回答区分 C 対応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情 報が必要であることに異存はないが,必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより,水利調整 と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するた めに、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するた めには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認 可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを 構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとと もに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵 守状況を確認するなど,きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者 では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考 えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有 できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由 は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた。 めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- いお通においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難である。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難である。

広域化の推進については、近年においても国と都道府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、 国と都道府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都道府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都道府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後 行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都道府県にまたがる河川水利権の調 整は都道府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本 的に認められないため、2次回答においては対応不可としたところである。

その後、本提案について、10月17日に地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において関係府 省ヒアリングが行われ、手上げ方式により上記課題を解決できる都道府県に限定した権限移譲のご提案も いただいたところである。

よって検討専門部会からの提案を踏まえ、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事 業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従職員を十分に配置し水道事業に精通した職員が業 務を統括する等により業務の監視体制を十分に整え、水道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促 進するための具体的かつ実効性のある取組を行う意欲的な都道府県を対象に、都道府県内で水利調整が 完結する水道事業について手上げ方式による権限移譲を検討したい。

なお、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められない。

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号

371

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境·衛生

提案事項(事項名)

旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。

【地域の実情を踏まえた必要性】

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。

【業の健全な発達のための必要性】

旅館業法において、営業者等が当該営業に関し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条第2項、第8条

回答区分 C 对応不可

暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職 業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理性 について厳格な整理が必要である。数ある業規制法の中で、旅館業法のみに提案の規制を行うことの必要 性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。

なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法 制的に困難であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり(廃棄物処理法、貸金業法、建 設業法、宅地建物取引業法、警備業法等)、旅館業法のみに暴力団排除を行うことを求めているわけではな い。

旅館業法に関しては、実際に暴力団が旅館業を経営した事例、また、暴力団と密接に交際していたものが 経営していた事例があり、このことは暴力団の資金源になることはもちろん、抗争事件による旅館襲撃等も 想定され、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高いことから、旅館業から暴力団の関与 を排除し、業の健全な発達を図るため、同法に暴力団排除条項を規定する必要があると考えているものであ る。

なお、欠格要件に関しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委任を行った例もあり、法制的に 困難であるとは一概には言えないのではないか。

全国知事会からの意見

旅館業の許可の基準については、条例で補正することができるようにするべきである。それまでの間につい ては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断 が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確にすること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 暴力団関係者が旅館業を経営していた事例が実際にあり、また、そのような旅館が暴力団の活動に利 用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能性があることから、これらを立法事実として旅館業法 に暴力団排除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

旅館業法に暴力団排除条項を設けることは、憲法第22条第1項の職業選択への自由への制約であることから、制約を行うための具体的な立法事実に基づく規制の必要性・合理性の説明が必要であるところ、この具体的な立法事実には、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、旅館業に暴力団が幅広く進出し、その収益が暴力団の重要な資金源になっていること、暴力団が旅館業を営むことにより、そこで犯罪行為が頻繁に行われるなど、旅館業の健全な発達に支障が生じていることが必要である。

しかしながら、暴力団に関係する旅館業者の存在に関し、厚生労働省が、旅館業の許可主体である各都 道府県、保健所設置市及び特別区の衛生担当部局に照会するとともに警察庁から各都道府県警察に対し て照会した結果を得たところ、提案自治体から提示のあった1件だけであり、このような状況では、旅館業法 に暴力団排除条項を設けることの具体的な立法事実があるとすることは困難である。

なお、他の業規制法に暴力団排除条項が規定されているが、そのことは、具体的な立法事実なく旅館業法に暴力団排除条項を設けることの理由にはならず(なぜ旅館業法(ほか2本の法律)だけなのかを説明することも困難)、また、介護保険法は、保険給付等に関する規律を定めるものであり、事業主体に営業の自由の保障が及ぶものではなく、介護保険法で欠格事由を条例に委任していることが旅館業法で欠格事由を条例に委任することを許容する理由にはならない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 374 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き

同法施行令第3条第4号ア

回答区分 C 对応不可

農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域 について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、

- 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。

このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としていると ころ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国 平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。

同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村 単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適 用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて 適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域で あって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。 よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様 に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちてい る状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対 象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地 域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導す る」という法の趣旨に合致するものであると考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体に ふさわしい行財政基盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推進されてきた ところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したもの思料する。

財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指 数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指数は改善し ており、上記合併の趣旨が達成されているものと思料する。

農工法においては、原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、人口10万人から20万人 までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断 し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万 人を超えた地域については、一律に法の対象外としている。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一 定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思料されるため

また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は、市 町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。

以上により、要件の緩和は困難である。

なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活 用についても視野に入れて検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 742 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任

提案団体 豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の 改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人

民生委員児童委員協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27

【支障事例】

民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末で定年退職する人など翌年の4月1日からであれば引き受けることができるというパターンが2件あった。民生委員のなり手不足の一因になっているといえる。

また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続についても 指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩 雑になる傾向がある。多数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制度 は、交付税措置の対象となっている。

【制度改正の必要性】

全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時期の見直しについて提出されているし、地区協議会において、民生委員から同様の意見が出されることが度々ある。市としても【支障事例】に記述の内容の改善につながるため、任期の始期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。

【解消策】

民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。

【効果】

民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支援の軽減につながる。

根拠法令等

民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項

回答区分 C 对応不可

民生委員・児童委員の一斉改選期については、民生委員等は福祉事務所等の関係機関と連携を図りつつ、 住民に対する支援を行うものであり、仮に一斉改選期を4月1日とした場合、民生委員等と福祉事務所等の 担当者が同時期に異動することとなり、住民に対する支援の継続性に支障が生じるおそれがあるとともに、 住民も4月に生活環境が変化することが多く、住民の生活状態の変化を適切に把握しておくことができるよ う、12月1日としているものである。

また、実務上も、一斉改選期には、速やかに新任の民生委員等に対する研修の実施が必要となるが、民生 委員と行政の担当者の異動時期が重なった場合、その円滑な実施に支障が生じるおそれもある。

なお、ご提案の内容については、地域レベルでは様々なご意見があるものと承知しているが、民生委員等の 全国組織である全国民生委員・児童委員連合会として、一斉改選期の見直しに関する要望を行った事実も なく、そのような意向にはないものと承知している。

いずれにしても、まずは、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行うべきであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ー斉改選を4月1日にした場合に懸念される支障については、いずれも行政職員が段取りよく準備を行い、 民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎ、研修を受講できるようにしておけば、解消するものであると考え られる。

全国一律に4月1日にするべきというわけではく、地域の実情に応じて、設定できるようにするべきという提案 である。民生委員等との議論は当然に必要であり、その状況に応じて、現場の民生委員にとってよりよい時 期に設定できる状況をつくることが重要であると思われる。逆に全国一律に12月1日にしなければならない 理由は特段存在しないと思われる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事異動等により業務が重なるなどの懸念があることから、 委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

民生委員の任期を統一し、委嘱・解嘱に関する事務手続の効率化を図るとともに、全国、都道府県、市町村 レベルの一体的な民生委員の協議会活動を確保するなどの観点から、一斉改選を行っているものであり、 厚生労働省としてはこれを維持すべきと考えている。

その上で一斉改選時期を12月とするか、4月とするかは様々なご意見があるものと承知しているが、民生委 員等からなる全国組織である全国民生委員児童委員連合会としても一斉改選時期は12月とすべきとの意見 であり、厚生労働省としては実際に活動を行う民生委員等当事者のご意見を尊重する必要があると考えて いる。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	94	提案区分	A 権限移譲		提案分野	環境・衛生	
提案事項 (事項名)	総合衛生管理	製造過程(HA	ACCP)の承認等には	おける事務・	権限の保健所	設置市への移譲	
提案団体	新潟市						
制度の所管・関係府省							
	厚生労働省						
求める措置の具体的内容							

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるい は更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、さいたま市内の関東信越厚生局)を訪れる 必要があり、事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの職員 の派遣が年に数回と限られているため、より身近な保健所設置市に権限が移譲されることにより、効率的な 監視指導を行うことができると考えられる。

現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づいてHACCP導入 が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。

権限移譲にあたり、以下の事項について御配慮いただけるけるようお願いしたい。

- ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要す。 るため、十分な周知期間を設けていただきたい。
- ②承認の手続きについては、施設への監視・指導が伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際 には自治体職員を対象にした研修会を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。
- ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。

根拠法令等

食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項 等

回答区分 C 対応不可

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回の検討により、「移譲は困難である」とした具体的理由(運用面あるいは法制面での障害)についてご 教示いただきたい。

全国知事会からの意見

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置 市へ移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該提案については、下記にお示しするとおり、法的措置を講じることは困難である。

(移譲する事務の範囲及びその規定ぶりと、当該規定の法体系上の整理)

- 〇 「総合衛生管理製造過程」については、実態として、以下に示す「通常承認」と「例外承認」が行われてい るが、食品衛生法上、「例外承認」のみが法律上位置付けられるものと解釈される。
- ① 食品衛生法に基づく規格基準に適合している製造過程の承認(いわゆる「通常承認」)
- ② 規格基準に適合していない製造過程の承認(いわゆる「例外承認」)
- ※「例外承認」については、法第13条第6項に基づき、厚生労働大臣の承認をもって「規格基準に適合して いるものとみなす」という法律上の効果が発生する。
- 一方、「通常承認」については、規格基準に適合しているものの承認であるため、特段の法律上の効果が発 生しないものとなっている(平成15年食品衛生法改正において食品衛生管理者の必置義務の免除にかかる 規定が削除されている)。
- 今般の事務・権限の移譲の検討においては、「通常承認」を移譲対象として検討してきたが、上記のとお り、「通常承認」は法律に基づく承認ではないと解釈されるため、「通常承認」の移譲を法令上措置しようとし ても、法制的に移譲する事務・権限が存在しない。

(移譲事務について公示するとした場合の公示内容等)

- また、「例外承認」のうち既に国が承認した事例を下位法令に具体的に規定し公示することで、それに合 致する申請に係る承認に限って移譲できないかを検討したが、
 - ・ 公示内容が「例外承認」を受けた食品等事業者の企業秘密にかかわるため公表ができないこと
- 承認は個々の事例毎の承認であり、その内容を下位法令に規定したとしても、製造する食品や施設設 備・工程等が規定に完全に合致する事例の申請がなされることは現実的には想定されないこと
- から、移譲が可能となる公示内容を規定することはできず、法的措置はできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 452 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境·衛生

提案事項 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等

(事項名) (海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。

②現行の実施主体: 地方厚生局

移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、営業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、営業者の利便性が向上する。

移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の 技術的助言は不可欠であると考える。

また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれらに伴う経費の増加などが想定される。

根拠法令等

食品衛生法第13条、第14条

回答区分 C 对応不可

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるこ ととされている以上、検討の結果明らかになったとする法制面及び運用面の課題を具体的に示した上で、そ の解決に向けて、改めて検討すべきである。

全国知事会からの意見

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置 市へ移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該提案については、下記にお示しするとおり、法的措置を講じることは困難である。

(移譲する事務の範囲及びその規定ぶりと、当該規定の法体系上の整理)

- 〇 「総合衛生管理製造過程」については、実態として、以下に示す「通常承認」と「例外承認」が行われてい るが、食品衛生法上、「例外承認」のみが法律上位置付けられるものと解釈される。
- ① 食品衛生法に基づく規格基準に適合している製造過程の承認(いわゆる「通常承認」)
- ② 規格基準に適合していない製造過程の承認(いわゆる「例外承認」)
- ※「例外承認」については、法第13条第6項に基づき、厚生労働大臣の承認をもって「規格基準に適合して いるものとみなす」という法律上の効果が発生する。
- 一方、「通常承認」については、規格基準に適合しているものの承認であるため、特段の法律上の効果が発 生しないものとなっている(平成15年食品衛生法改正において食品衛生管理者の必置義務の免除にかかる 規定が削除されている)。
- 今般の事務・権限の移譲の検討においては、「通常承認」を移譲対象として検討してきたが、上記のとお り、「通常承認」は法律に基づく承認ではないと解釈されるため、「通常承認」の移譲を法令上措置しようとし ても、法制的に移譲する事務・権限が存在しない。

(移譲事務について公示するとした場合の公示内容等)

- また、「例外承認」のうち既に国が承認した事例を下位法令に具体的に規定し公示することで、それに合 致する申請に係る承認に限って移譲できないかを検討したが、
 - ・ 公示内容が「例外承認」を受けた食品等事業者の企業秘密にかかわるため公表ができないこと
- ・ 承認は個々の事例毎の承認であり、その内容を下位法令に規定したとしても、製造する食品や施設設 備・工程等が規定に完全に合致する事例の申請がなされることは現実的には想定されないこと から、移譲が可能となる公示内容を規定することはできず、法的措置はできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	883	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境∙衛生
		_		-	
坦安車佰	参会亡当类生	1-81 ナスハム	(条件) の歩乳甘油の生中歩四	か好☆	

(事項名)

提案団体

| 飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲

制度の所管·関係府省

厚生労働省

広島市

求める措置の具体的内容

飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。

支障事例の一例

デパートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた 調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られ ず、当該行為を認めることができなかった。

【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができるとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)

根拠法令等

地方自治法施行令第174条の34 食品衛生法第51条

回答区分 C 对応不可

飲食店営業等の施設基準の策定については、平成25年12月20日の閣議決定の際に、指定都市等が地域 の実情を踏まえ、都道府県の基準よりも緩和された基準を策定することについては、その基準が公衆衛生上 必要な基準であることに鑑みれば、都道府県の基準を改正すべきものであり、指定都市等が地域の実情を 踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきではないとして、「現行法により指定都市が処理 することができる事務・権限」と整理されており、この後、特に状況の変化等もないことから、対応不可であ る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成25年12月の閣議決定理由として、「その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道 府県の基準を改正すべきものであり、指定都市が地域の実情を踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基 準を定めるべきではない」とされているが、本提案は、必要な衛生水準は確保しつつ、地域の実情を考慮し た基準の策定と迅速な対応を可能とすることを目的とするものである。

平成26年9月16日開催の地方分権改革有識者会議・第10回提案募集検討専門部会においても、本提 案を「市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの」とする意見が全国知事会から表明さ れたところであり、改めて当該権限の移譲についてご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

飲食業等の施設に係る公衆衛生上必要な基準については、飲食店営業の許可を既に政令指定都市が処理 していること、及び地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、基準を定める権限を政令指定都市 に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年12月20日の閣議決定の際に整理されたとおり、「必要な衛生水準は確保しつつ」都道府県の定め る基準を緩和できるのであれば、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきものではないため、同 基準を改正すべきである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	349	提案区分	A 権	霍限移譲	提案分野	環境・衛生				
提案事項 (事項名)	指定検査機関	〔食鳥検査法	の指定	定検査機関)の指定等の権	限移譲					
提案団体	全 案団体 徳島県、京都府、和歌山県									
制度の所管・	制度の所管・関係府省									
	厚生労働省									
求める措置 <i>の</i>)具体的内容									
食鳥の指	定検査機関の指	定・監督の棉	限を	都道府県に移譲する						
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必	必要性等						
食鳥検査	は、都道府県知	事もしくは厚く	生労働	動大臣が指定した指定検査	機関が実施す	する。本県では、指定検				
				命令は国が実施している						
			が出る	来、食鳥肉等に起因する衛	付生上の危害:	が発生した場合などに				
_	応が可能となる。 ■ 14 ★ 6 15 ★ 16 ★ 16 ★ 16 ★ 16 ★ 16 ★ 16 ★		=	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
特に、食鳥検査の指定検査機関として、本県では獣医師会となっておりますが、地方公共団体の獣医師不										
足もあり、県との連携は益々強化する必要性があること、また、食鳥検査は、都道府県の(特に本県のような カッカー サース・スカー オンドウェー オンドウェー オンドウェーク サーカー										
農業県では)基幹産業である農畜産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農										
│以『圧耒协	政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。 									
なお、「事	務・権限の移譲	等の見直し方	針」(2	25年12月20日閣議決定)において「都	3道府県、保健所設置市				
及び特別	及び特別区への移譲について検討を進める」とされておりますところ、その早期の具体化を求めるもの。									

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものであ る

全国知事会からの意見

食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案については、「事務・権限移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に従 い移譲の方法を含め引き続き検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	453	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境·衛生				
提案事項 (事項名)	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲								
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	関係府省								
	厚生労働省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
			場検査法の指定検査機関の指定	三等の事務の	多譲を求める。				
_	実施主体:地方/ 実施主体:都道		設置市及び特別区						
1夕禄1久(7)	天心工件. 即坦	的乐、床链的	改画印及び特別区						
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
地域の状況	況をより把握して	ている都道府		定だけでなく	、立入や指導等の際に				
も迅速な対	対応が可能となる	ると考える。							

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本件の事務移譲により、関係事業者の利便性は向上すると思われる。

地方自治体においても、地域に密着した衛生行政として一体的な運用が可能となり、政策的な効果が見込ま れることから、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案については、「事務・権限移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に従 い移譲の方法を含め引き続き検討してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

					-					
管理番号	521	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉				
提案事項 (事項名)	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和									
(+',										
提案団体	神奈川県									
制度の所管・	制度の所管・関係府省									
	厚生労働省									
求める措置の)具体的内容									
施設長の	資格要件を緩和	lし、県独自の)基準を設定で	きるようにするた	め、省令で県	が「従うべき基準」とされ				
ているとこ	ろを、「参酌すへ	ミを基準」とす	る。							
具体的な支障	掌事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等							
						こより、施設長の資格要				
				うべき基準」とさ	れているため	•				
	設長の年齢や経 要件を都道府県			「参酌すべき其	℄進 」とするこん	とにより、幅広い人材の				
	リ適切な人選を行			() DAJ) 'CA	5+1C / OC					

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条

回答区分 C 对応不可

社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を与える事項については、国が最低限の基準を定め るべきであり、保護の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準と している。そうした考え方の下、既に地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)において、以下のとお り結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)抄

社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(65条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中 核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関 する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人 権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標 準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、一定の資格を有すること等の 要件を満たした相応しい者であれば問題ないことから、施設長要件として「30歳以上の者」という年齢制限を 設定することについては、制限する合理的な理由が見いだせないため、廃止又は条例に委任すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

社会福祉法第65条第2項により、社会福祉施設に配置する職員及び員数については、厚生労働省令で定 める基準に従い定めることとされていることから、婦人保護施設に配置される職員である施設長の要件を定 める「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」第9条第1号を参酌すべき基準とすることは困難である。

ただし、施設長の要件として、「30歳以上の者」との年齢要件を設けていることについては、その必要性に ついて、関係者の意見を聞きながら検討を行いたい。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	553	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和								
\ T ' X I /									
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	関係府省								
	厚生労働省								
求める措置 <i>の</i>	具体的内容								
地域の実施	情に応じ設定す	ることができる	るように緩和を図る	·)					
具体的な支障	₫事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
						ているため、職員や面積			
						い、立地環境に応じた 足進が期待される。			
						D基準を参酌基準とする			
ことで、適	切かつ柔軟な対	†応を可能とな	ぶる 。						

根拠法令等

生活保護法第39条第2項

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

保護施設の職員配置基準及び居室面積基準については、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準である ことから、生活保護法39条において「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入所者処遇 を確保するうえで最低限のものとなっており、「参酌基準」とすることは考えていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討した うえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、むしろ、都道府県が地域の実情に合 わせた基準を設定することにより、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進される メリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積 の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた 柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待されるととも に、受け入れ可能な施設が見つからない被保護者対策促進のメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第 3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果を踏まえて規定しており、利用者の処遇・安全・環境に直 結する基準であるから、引き続き従うべき基準とすることが妥当であると考えている。

また、現行の保護施設の職員配置基準や居室面積基準(1人当たり3.3㎡)については、他の福祉施設と比 較しても特段厳格であるとは考えておらず、また、入所者処遇を確保する上で適切なものであると考えている ことから、これを下回る基準の設定を認めることは適当ではないと考えている。

なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定す るような事情変更があったとは考えていない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	88	提案区分	B 地方に対する規制緩和	上提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	介護保険制度	に係る要支援	・要介護認定有効期間の弾力	的運用及び緩	和

提案団体 田辺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月間以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその前後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護5の認定を受け、かつ、主治医意見書及び前回認定結果により、状態が改善する可能性が極めて低いと介護認定審査会で判断された場合については、認定有効期間を長期(無期限)とできるよう希望するものです。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要支援及び要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同施行規則(第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号及び第55条第2項)において、市町村が認定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とされています。

現状、要支援・要介護認定者は増加してきている中、認定調査員及び介護認定審査会委員の確保が困難となっています。加えて、新規要支援・要介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまう傾向にあり、月当たりの業務量にかなりのばらつきが生じており、調査員、審査委員会委員への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の原因の一つとなっております。

この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件ですが、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定有効期間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまう傾向となっています。

本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。

根拠法令等

介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2

介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条2項、第52条第1項第2号、第55条第2項

回答区分 C 对応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなくなる など利用者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な 検討が必要である。

ー方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であると認識している。そのためこれまでも、平成16年度、平成23年度及 び平成24年度において、それぞれ、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般 の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているところである。 なお、状態が改善する可能性が極めて低いという判断を認定審査会で行うことは困難であり、要介護認定の 有効期間を長期(無期限)とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市提案のうち、認定有効期間の延長については、ご回答をいただきましたが、審査委員会により12月間以 上の有効認定期間の意見が付された場合、市区町村の裁量において、一定の期間内(前後3か月の範囲 内)で有効期間を設定できるよう所要の改正を行う旨の提案については、有効期間の延長を求めるものでは なく、介護保険施行時において事務処理の平準化の観点から規定された介護保険法施行規則附則第3条を 参考とし、介護認定審査会による決定を尊重しつつ、認定調査事務・認定審査会事務の平準化・効率化を図 るものであり、本件についての厚生労働省の回答がなされていないため、改めて回答をお願いいたしたい。 介護認定審査会委員の確保が困難な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定 審査会(合議体)の開催数を増加させることは極めて困難であり、結果として、認定遅延により被保険者の不 利益となることが懸念され、介護保険制度を安定して運営し、また、被保険者の不利益を予防するといったこ とからも本提案を行うものです。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなくなるなど利用者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であると認識している。そのためこれまでも、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、それぞれ、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているところである。なお、状態が改善する可能性が極めて低いという判断を認定審査会で行うことは困難であり、要介護認定の有効期間を長期(無期限)とすることはできない。また、要介護認定有効期間は、心身の状態の安定性をふまえ適用されるものであり、提案自治体が支障事例・必要性として掲げている内容をはじめとした事務負担の平準化を理由として設定するものではない。

厚生労働省 第2次回答

|--|

提案事項 要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長(事項名)

提案団体特別区長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること

【延長を提案する状況】

- ·前回要介護→今回要介護
- ·前回要支援→今回要介護

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていたことから、 直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の 負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。

今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4·5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。

要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。

また、更新勧奨時の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されてる。

根拠法令等

介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項 介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項

回答区分 C 对応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなく なったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自 治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、この ような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護 認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認 定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難 であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認定有効期間満了前に、心身の状態が変わったと思われる時にはいつでも区分変更申請を行うことがで きるため、認定有効期間の延長により直ちに適切な認定が受けられなくなるとは考えにくい。

今回の提案は複数回更新認定を受けている要介護認定者からの更新申請について、一定の条件下で認 定有効期間の上限の延長を求めるものである。

例えば、過去に3回要介護認定申請を行い、いずれも要介護度に変化がないケースがある。その時に今後 についても改善の見通しがほとんどないと見込まれる場合には、短い期間に次の更新申請(4回目)をするこ ととなり、その結果要介護度に変更がないことが多い。

また、急変時での申請ではなく、安定している状況で特に重度の要介護者(要介護4・5)が、同じ要介護度 を5年程度連続した後にまた更新申請をした場合、依然として心身の状態に変化が見込まれないケースが ある。

要介護認定申請一般について、一律に認定有効期間の上限を延長するのではなく、複数回の申請を経て 同一の要介護度を5年程度連続した場合などで、かつ、今後も変化があまり見込まれないケースなどについ ては、認定有効期間の延長を検討していただきたい。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分

C 対応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難 であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	692	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	要介護認定の	有効期間の延	近長		

提案団体 │大阪府・京都府・兵庫県・徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団塊の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新のための件数もますます増加することが予想される。

また、有効期間の基準としては、別添参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」のとおり、複雑多岐にわたっている。

【制度改正の必要性】

このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長。なお、延長期間を何月にするかは、その根拠とともに別途検討が必要)及び、更新申請については①~④の種別に関わらず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。

【懸念の解消策】

なお、有効期間の延長は、介護報酬増加となるのではという懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものと考える。

根拠法令等

介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条

回答区分 C 対応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなく なったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自 治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、この ような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護 認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認 定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護認定区分の変更が必要となった場合については、「状態が変わった時に行う区分変更申請[規則 § 38,52]」で対応可能と考える。また、介護度が下がる状態の変化が見込まれる場合については、市町村の 認定審査会で有効期限について適切に判断されている。

しかし、過去幾度の更新において介護度の変更がない場合や、長期にわたり状態変化が見込めないと判 断できる場合(寝たきりなど)においては、あえて更新を行う必要はないものと考えられる。こうした点を踏ま え、要支援認定の有効期間の延長だけでなく要介護認定についても検討すべきである。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなく なったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自 治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、この ような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護 認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認 定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難 であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。